

加美町公共施設L E D化事業 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

加美町（以下「本町」という。）では、二酸化炭素削減による低炭素社会の実現および経費節減による財政負担の軽減を図ることを目的として、既存の公共施設の照明を賃貸借方式によりL E D照明に更新する。

2 事業概要

(1) 業務名

令和4年度 加美町公共施設L E D化業務

(2) 対象施設

加美町内公共施設 17施設

「別紙1 対象施設一覧」（以下「対象施設一覧」という。）のとおり

(3) 照明器具の種別および数量

「既設照明・箇所等一覧表（様式第11号）」のとおり

※優先交渉権者決定後の現地調査の結果等により、照明器具の種別および数量の変更を行う可能性があるため留意すること。

※「既設照明・箇所等一覧表（様式第11号）」については、本町ホームページには掲載せず、参加資格があると認められたものに別途配布する。

(4) 契約方式

契約の締結は令和4年度中に行うものとし、令和5年4月1日より賃貸借を開始する賃貸借期間10年の契約とする。

なお、本業務で賃貸借した照明器具については、賃貸借期間終了後、本町に無償譲渡されるものとする。

(5) 賃貸借期間

令和5年4月1日より、10年間（120か月）の賃貸借を開始することとする。

なお、各施設の施工および賃貸借開始のスケジュールについては、事業者提案および本町との協議により決定することとする。

(6) 提案限度額（消費税および地方消費税相当額を含む。）

全対象施設の賃貸借料の総額

90,240,000円 以内

令和5年度から令和14年度の各年度の支払限度額

9,024,000円 以内

なお、消費税および地方消費税の税率については、現行の標準税率（10%）で計算するものとする。契約期間中に税制度の変更があった場合は、その都度、本町との協議により対応を決定する。

（7）業務内容

「別紙2 加美町公共施設LED化業務 賃貸借仕様書」（以下「賃貸借仕様書」という。）のとおり

3 参加形態

本事業に参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、事業役割を担う事業者（以下「リース事業者」という。）単独またはリース事業者を含めた複数の企業の共同体（以下「グループ」という。）とし、グループの場合は、本プロポーザルの参加表明時に全構成員を明らかにすること。

なお、グループの場合であっても、本町との賃貸借契約はリース事業者が受注者となって行うものとする。

（1）構成員の役割ごとの分担業務

- ア 事業役割 照明器具の賃貸借および管理、契約等の諸手続
- イ 施工役割 照明器具の更新工事に係る全ての業務
- ウ その他の役割 上記ア、イ以外の、維持管理や機器の供給等に関する業務

（2）補足事項

- ア 構成員とは、リース事業者またはリース事業者と直接契約を締結する事業者をいい、各構成員（事業役割は除く。）の下請となる事業者は含まない。
- イ グループの代表者は、リース事業者とし、事業遂行全般の責を負うものとする。
- ウ 各役割（事業役割は除く。）は、複数事業者での構成も可とする。
- エ 一事業者が複数の役割を兼ねることも可とする。

4 参加資格要件

（1）応募者（構成員含む。）は次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- ア 参加表明書の提出日において、令和4年・5年度加美町入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ウ 参加表明書の提出日から優先交渉権者の決定までの間において、加美町入札等参加業者指名停止要領（平成15年7月1日施行）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしてい

る者でないこと。

オ 加美町暴力団等排除措置要綱(平成20年11月1日施行)に基づく措置要件に該当する者でないこと。

- (2) 事業役割を担う事業者は、(1)のほか、宮城県内に本社または支店を置き、リース契約などで国または地方公共団体と類似事業を実施した実績を有する者であること。
- (3) 施工役割を担う事業者は、(1)のほか、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建築工事業または電気工事業の建設業許可を有しており、同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の総合評定値の通知を受けている者で、かつ大崎管内(大崎市、加美郡、遠田郡)に本支店を有する者であること。
- (4) その他の役割を担う事業者は、(1)のほか、宮城県内に本社または支店を置き、国または地方公共団体のLED化事業等で、機器の納入および維持管理業務の実績を有し、リース期間中維持管理を行うことができ、部品供給や代替照明器具の供給が可能な者であること。

5 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する一切の費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

原則として提出書類は返却しない。

また、本町は本事業以外の目的で提出書類を使用しない。ただし、本事業に係る情報公開請求があった場合は、加美町情報公開条例(平成15年条例第10号)の規定に基づき、提出書類を公開することができるものとする。

(3) 特許権等の使用

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料または維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 本町が提供する資料の取扱い

本町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 複数提案の禁止

応募者は1つの提案しか行うことができない。

(6) 複数応募の禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

参加表明書提出後は、応募者の構成員を変更することはできない。ただし、本町が認めたときはこの限りでない。

(8) 提出書類の変更の禁止

提出された提案書等は差し替えおよび再提出することはできない。ただし、提出期限内での誤字等の軽微な修正はこの限りでない。

6 事業スケジュール

項目	日程
実施要領等の公開の開始	令和 4 年 7 月 1 4 日 (木)
参加表明書および質問の提出期限	令和 4 年 7 月 2 9 日 (金)
参加資格確認結果の通知	令和 4 年 8 月 5 日 (金)
質問への回答	令和 4 年 8 月 8 日 (月)
提案書等の提出期限	令和 4 年 8 月 2 3 日 (火)
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和 4 年 8 月 3 0 日 (火)
優先交渉権者の決定、選考結果の通知	令和 4 年 9 月 2 日 (金)
優先交渉権者による現地調査	～令和 4 年 9 月上旬
契約内容についての詳細協議	～令和 4 年 9 月中旬
契約の締結 (予定)	令和 4 年 9 月 2 0 日 (火)

7 実施要領等の交付

(1) 交付場所

本町ホームページに掲載

(2) 交付内容

- ア 公募型プロポーザル実施要領
- イ 対象施設一覧 (別紙 1) および対象施設参考図 (平面図等)
- ウ 賃貸借仕様書 (別紙 2)
- エ 公募型プロポーザル評価基準 (別紙 3)
- オ 提出様式 (「既設照明・提案照明一覧表 (様式第 11 号)」は除く。)

8 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和 4 年 7 月 2 9 日 (金) 午後 5 時

(2) 提出場所

加美町役場 総務課契約管財係 (本庁舎 2 階)

(3) 提出方法

持参または郵送 (提出期限までの必着とし、簡易書留等の配達記録が残る方法に限る。
以下同じ。)

(4) 提出書類

- ア 参加表明書 (様式第 1 号)

グループの場合は、代表となるリース事業者名にて提出すること。

イ グループ構成表（様式第2号）

応募者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

ウ 委任状（様式第3号）

本事業における手続き等の権限に関して、応募者の各構成員からグループ代表者への委任状を提出すること。

なお、リース事業者単独での応募の場合は、提出は不要とする。

エ 会社概要（様式第4号）

所在地、直近3か年決算の状況、職員数などについて記載すること。

オ 事業実績調書（様式第5号）

国または地方公共団体もしくは民間の建築物などのLED化事業の実績について記載すること。

カ 商業・法人登記簿謄本（リース役割を担う事業者のみ）

現に効力を有する部分の謄本で、参加表明書の提出日から3か月以内に発行されたものに限る。

9 質問の受付

(1) 提出期限

令和4年7月29日（金）午後5時

(2) 提出場所

加美町役場 総務課契約管財係（本庁舎2階）

(3) 提出方法

持参、郵送または電子メール（soumu-kanzai@town.kami.miyagi.jp）

電子メールで提出する際は、件名を「加美町公共施設LED化事業公募型プロポーザルに関する質問」とし、質問書の提出後に電話（0229-63-5256）にて受信確認を行うこと。

(4) 提出書類

質問書（様式第6号）

(5) 質問への回答方法

令和4年8月8日（月）午後5時までに本町ホームページで随時公開する。

10 参加資格確認結果の通知

(1) 通知期限

令和4年8月5日（金）午後5時

(2) 通知方法

参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

なお、参加資格が認められた応募者（グループの場合はその代表者）に対しては、「既設照明・提案照明一覧表（様式第 11 号）」を併せて送付する。当該一覧表の器具の個数、台数等をもとに見積を行なうこと。

1 1 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 4 年 8 月 23 日（火）午後 5 時

(2) 提出場所

加美町役場 総務課契約管財係（本庁舎 2 階）

(3) 提出方法

持参または郵送

(4) 提出書類

次に掲げる書類について、それぞれの書類名または様式番号（様式第○号）を記した表紙とインデックスを付け、A 4 左上ホチキス止めにて綴じたものを 1 2 部（正本 1 部、副本 1 1 部）提出すること。

なお、A 4 サイズ以外の書類については A 4 サイズに折り畳んで綴じ込むこと。

ア 提案書提出届（様式第 8 号）

グループの場合は、代表企業名にて提出すること。

イ 提案書（様式第 A～E 号）

「1 2 提案書の作成方法」によるものとする。

ウ 事業実績内容説明書（様式第 9 号の 1～3）

参加表明の際に事業実績調書に記載した同種事業、類似事業の中から詳細について記載すること。

エ 見積書（様式第 10 号）

施設ごとの金額および照明器具ごとの単価（機器費、更新工事費および諸経費等を含む。）が分かる内訳明細書を添付すること。

オ 既設照明・提案照明一覧表（様式第 11 号）

1 2 提案書の作成方法

(1) 書式

用紙は A 4 サイズ（縦）とし、枚数はそれぞれの様式において指定する枚数以内（片面印刷）とすること。

使用する文字の大きさは 1 2 ポイント以上とし、チャート、イラスト、図表等の使用や着色は自由とする。

(2) 記載内容

賃貸借仕様書の内容を踏まえ、次の内容を記載すること。

ア 施工計画に関する提案

(i) 施工方法・作業期間

対象施設一覧に示した施設および用途ごとに、施工方法や作業期間等について配慮または工夫する点、町内企業の活用に向けた施工体制の考え方を記載すること。

(ii) 連絡体制

災害や事故等が発生した際の連絡体制について記載すること。

(iii) 品質管理

施工の品質を確保するための施工管理方法、試験方法、および基準値等について記載すること。

イ 使用機器に関する提案

室用途や使用状況を理解したうえで、どのような基準や考え方で器具種別、照明器具を選定しているか記載すること。

また、必要に応じて、器具の姿図や性能等が分かる資料を添付すること。また、製品のパンフレット等の添付する資料については、(1)に規定する書式にはよらず、枚数にも含めないものとする。ただし、枚数が過剰とならないよう簡潔にまとめること。

ウ 維持管理に関する提案

維持管理計画（保守体制・保証内容）および緊急時対応計画

設備の点検・補修等の計画内容や不具合時の対応体制、保証される対象、期間および内容ならびに保証対象外となる事由等、町内企業の活用に向けた維持管理体制の考え方について記載すること。

また、器具の不具合を発見または通報を受けた時の対応、サポート体制、その他災害を含む緊急時対応方法の考え方について記載すること。

エ その他の提案

リース期間終了後の対応、設備の取扱い等について記載すること。また、アからウまでの内容以外に、本町にとって有益性のある提案があれば記載すること。

13 プレゼンテーション審査

(1) 開催日

令和4年8月30日（火）

(2) 説明時間等

各応募者の説明時間は15分とし、説明者は本事業に主に携わる予定の担当者とする。質疑応答時間については10分とし、計25分とする。

プレゼンテーションは非公開とし、他の事業者による傍聴は認めない。その他詳細（開催場所、開催時間、参加人数、注意事項等）に関しては、令和4年8月26日（金）

までに応募者（グループの場合はその代表者）に別途通知する。

(3) 会場機材

プロジェクター、スクリーン

※会場で使用するプロジェクターのコネクタは「HDMI」または「ミニ D-Sub 15ピン」とし、解像度は WXGA とする。

(4) 説明資料

説明時にプロジェクターで投影する資料は、提出書類とは別に作成することを可とする。ただし、内容については、提出書類に記載された範囲内で、説明用に編集を加えたものとする。この場合、説明資料をプレゼンテーション当日に書面（12部）で提出することとする。

(5) 応募者が多数となった場合の措置

応募者が多数となった場合には、提出書類の内容による事前審査を行い、プレゼンテーション審査を実施する事業者を5者程度に限定することがある。

1.4 提案の審査および優先交渉権者の決定

(1) 提案の審査については、プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類およびプレゼンテーションを基に総合的に審査を行う。

(2) 委員会の委員（以下「委員」という。）は、「別紙3 評価基準」に基づき各応募者の評価点を算出する。各委員の採点の集計により、各応募者の合計点をそれぞれ算出し、最も点数の高かったものを優先交渉権者、次に高かったものを次点交渉権者として決定する。

(3) 合計点が最も高く、かつ、同点となった場合には、提案見積額がより低い者を優先交渉権者とし、次に低い者を次点交渉権者とする。

(4) 応募者が1者の場合でも、あらかじめ定めた最低基準点に達しない者は優先交渉権者として決定しない。

1.5 選考結果の通知および公表

(1) 通知日

令和4年9月2日（金）

(2) 通知方法

参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(3) 選考結果の公表

次に掲げる情報については、選考結果通知後に本町ホームページで公開する。

ア 優先交渉権者（グループの場合は代表者）の事業者名および所在地

イ 次点交渉権者（グループの場合は代表者）の事業者名および所在地

1 6 契約に関する事項

(1) 現地調査および詳細協議

優先交渉権者は、契約対象となる施設について現地調査を行った上で、本町が指定する方式により改めて見積書を提出すること。

また、提案内容および現地調査の結果等を踏まえ、本町と業務内容について詳細協議を行い、契約内容についての調整に応じること。

(2) 契約の締結

契約内容について本町と協議が成立した場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、当該賃貸借契約を締結する。

なお、本町と優先交渉権者の協議の結果、契約に至らなかった場合は、同様に次点交渉権者と協議を行うものとする。

(3) 契約の枠組み

ア 契約当事者

本町（発注者）およびリース事業者（受注者）

イ 締結時期

令和4年9月20日頃を予定

ウ 契約の概要

提案書および賃貸借契約に係る協議内容に基づき締結するものであり、受注者が遂行すべき業務に関する内容、金額、支払方法等を定める。

エ 契約金額

提案書等で提示された金額を基に、協議により決定する。

(4) 事業実施におけるリスク分担

提案が達成しないことによる損失は、原則として受注者が負担する。ただし、本町の指示または過失に起因するものや天災等の事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

1 7 失格要件

次の要件に一つでも該当する場合は、失格となる。

(1) 提出書類に関して次のいずれかに該当する場合

ア 提出方法、提出先および提出期限に適合しない場合

イ 指定する様式および記載上の留意事項等に示す条件に適合しない場合

ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

オ 見積書に記載された金額が提案限度額を超えている場合

(2) 契約内容の協議に応じなかった場合

(3) この要領に定める手続き以外の手法により、委員または関係者に対して援助を直接ま

たは間接に求めた場合

- (4) 提案に際して私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為をした場合
- (5) 「4 参加資格要件」に定める資格を失った場合
- (6) 優先交渉権者の都合により、契約内容について提案内容から著しい変更が必要となった場合
- (7) その他不正な行為があった場合

18 その他

- (1) 本町は優先交渉権者決定後、契約内容について優先交渉権者の提案に拘束を受けないものとする。
- (2) 参加表明書提出以降に辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を提出すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、日程および内容について変更が生じる場合は、本町ホームページで公表するものとする。

19 問合せ先

〒981-4292

宮城県加美郡加美町字西田三番5番地

加美町役場 総務課 契約管財係

電話 0229-63-5256（直通）

FAX 0229-63-2037

電子メール soumu-kanzai@town.kami.miyagi.jp